



## (2)中古住宅取得補助金

住替え促進、定住人口の増加を目的として、見附市外からの転入者及び見附市内の転居者で、中古住宅を取得される人に補助します。原則、売買契約前に申請してください。

対象者	見附市立地適正化計画に定める「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」に中古住宅を取得する人で次の要件を満たす人 ①過去のこの補助金の交付を受けたことがない人 ②見附市に定住する意思がある人 ③市税の滞納がない人（転入者の場合は転入前の住所地における市区町村税の滞納がない人）
対象住宅	自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が75㎡以上の一戸建ての中古住宅
補助金額	最大40万円 ※ただし、住宅取得に要した費用が30万円未満の場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする（千円未満切捨て）
受付期間	令和6年4月1日（月）から令和7年3月28日（金）まで

※住宅取得においてフラット35地域連携型を利用予定の方はご相談ください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062